

外務省及び JICA は、日本の ODA に関わる全ての当事者に対して、不正腐敗防止及びコンプライアンスの徹底を求めています。このガイドは、不正腐敗防止に係る方針及び行為の主要な点を示しています。

なお、日本は OECD 外国公務員贈賄防止条約加盟国であり、外国公務員贈賄に対する刑事罰の導入を含む対策を講じています。

1. 不正腐敗行為の防止

日本の ODA において、贈収賄等いかなる不正腐敗行為を行うことは許されません。

不正腐敗行為の定義や JICA が求める不正腐敗防止策を解説するものとして、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」を併せてご参照ください。

JICA 不正腐敗防止ガイダンス：

<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

2. 日本の ODA 事業に関わる企業及び団体等（下請企業を含む。以下「日本の ODA 関連企業等」）に求められる行動

- 不正腐敗行為の働きかけを受けたら明確に断ること
- 相手国政府・実施機関の関係者に対して不正な利益を目的とした、金銭その他の利益を提供しないこと
- 公正な競争を歪める不正な行為を行わないこと
- 日本の ODA 事業に関連した不正腐敗の恐れのある事案を発見した場合には、速やかにこのガイドに記載している相談窓口に通報すること

3. 相手国政府・実施機関に求められる行動

- 不正腐敗行為の働きかけを受けたら明確に断ること
- 日本の ODA 関連企業等の関係者に対して不正な利益の提供の見返りに、金銭その他の利益を要求しないこと
- 正当な理由なく、日本の ODA 関連企業等に対する契約、支払、成果品の承認、その他 ODA 事業に関する手続きを遅延させない、また、自国が負担すべき日当、宿泊費、交通費、車両代等を日本の ODA 関連企業等に請求しないこと
- 日本の ODA 事業に関連した不正腐敗の恐れのある事案を発見した場合には、速やかにこのガイドに記載している相談窓口に通報すること

